

基発 0326 第 2 号  
平成 26 年 3 月 26 日

財務省関税局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 55 条において輸入等が禁止されている労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 16 条第 1 項に規定する有害物等の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところです。

今般、輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 3 条第 1 項に基づく「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件」（平成 26 年 3 月 17 日経済産業省告示第 51 号。以下「改正告示」という。）が公示され、平成 26 年 4 月 1 日から適用されることとなり、法第 55 条ただし書きに定める試験研究のための有害物等の輸入手続きにおいて輸入貿易管理令第 4 条に基づく経済産業大臣による輸入の承認が不要となりました。

つきましては、改正告示が適用される平成 26 年 4 月 1 日より、法第 55 条において輸入等が禁止されている有害物等の通関の際における取扱いについては下記により実施されたく、特段の御配慮をお願いします。

記

1 確認の対象となる有害物等

法第 55 条及び令第 16 条第 1 項の規定に基づき輸入等が禁止されている有害物等であって税関に確認を依頼する有害物等は、以下のとおりである。

関税定率法(明治 43 年法律第 54 号) 別表の番号	有害物等
第 36.05 項	黄りんマッチ
第 2921.59 号	ベンジジン及びその塩
第 2921.49 号	四-アミノジフェニル及びその塩
第 25.24 項	石綿
第 2904.20 号	四-ニトロジフェニル及びその塩
第 2909.19 号	ビス (クロロメチル) エーテル
第 2921.45 号	ベータ-ナフチルアミン及びその塩
第 3506.91 号、第 4005.20 号、第 4016.99 号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤 (希釈剤を含む。) の五パーセントを超えるもの
第 38.22 項、第 3824.90 号	ベンジジン及びその塩、四-アミノジフェニル及びその塩、四-ニトロジフェニル及びその塩、ビス (クロロメチル) エーテル又はベータ-ナフチルアミン及びその塩をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの
—	石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの

2 税関への確認依頼事項

輸入者が法第 55 条ただし書の規定に基づき、令第 16 条第 2 項に規定する有害物等の輸入禁止の解除を申請した場合は、都道府県労働局長において「製造等禁止物質輸入許可証」(特定化学物質障害予防規則 (昭和 47 年労働省令第 39 号) 様式第 4 号の 2) 又は「石綿等輸入許可証」(石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号) 様式第 5 号) を交付することとなるので、当該書面の写しをもって、関税法 (昭和 29 年法律第 61 号) 第 70 条第 1 項に規定する他法令の証明とされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

通関の際に疑義が生じた場合は、その都度、都道府県労働局に照会されたい。

様式第4号の2(第46条関係)  
製造等許可番号第 号

製造  
製造等禁止物質 輸入 許可証  
使用

物質の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の 名称及び所在地	名称	
	所在地	

製造  
労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号の規定により、申請のあつた上記物質の 輸入 を許可する。  
使用

年 月 日

労働局長 印

様式第5号（第47条関係）  
製造等許可番号第 号

製造  
石綿等 輸入 許可証  
使用

石綿等の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の 名称及び所在地	名称	
	所在地	

労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号の規定により、申請のあった上記物質の製造  
輸入 使用 を許可する。

年 月 日

労働局長 印